

これからの学級編成規模と教職員の適正配置 を考えるための一つの視点

～特別支援教育を巡る状況から～

東洋大学 宮崎 英憲

特別支援教育への転換

戦後の特殊教育(1947年以降)

- ・障害児への教育
 - ・障害児教育の場を規定し教育を行う
 - ・盲・聾・養護学校への就学
 - ・特殊学級や通級での指導
- ・「自立活動」などの特色ある教育課程

目的

- ①幼稚園・小学校・中学校又は高等学校に準ずる教育を施す。
- ②その欠陥を補うために、必要な知識技能を授ける。

移行

2007年度より特別支援教育へ

- ・通常学級在籍の軽度発達障害児も含めた障害児への支援
- ・特別な教育的ニーズに対応
- ・個別の教育支援計画の作成
- ・特別支援教育コーディネーター・校内委員会の設置
- ・盲・聾・養護学校・特殊学級から特別支援学校・学級へ名称変更
- ・医療・福祉等関係機関との連携

目的

- ・障害のある児童生徒の教育的ニーズを的確に把握し、柔軟に教育的支援の実施

特別支援教育体制への着実な歩み

- **特別支援教育体制整備事業の推進**

平成13年度からモデル事業全国で展開し、17年度から本事業化される。幼・小・中・高の各段階で着実な校内体制の整備が進んでいる。

- **学習指導要領の改訂に示された特別支援教育**

(平成20・21年3月告示。学校教育法の趣旨に沿った「総則」上の記述。)

1. **特別支援教育の改善の基本方針**

障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに対応した適切な教育や必要な支援を行う観点から、教育課程の基準の改善を図る。

2. **校内支援体制の整備や指導の充実と交流及び共同学習**

障害のある子どもへの適切な指導及び必要な支援を行うための校内支援体制の整備や指導の充実を図ると共に、交流及び共同学習、障害のある子どもへの理解を深める指導を充実する。

特別支援教育の在り方に関する特別委員会

- 特殊教育から特別支援教育への転換が平成19年度から本格的にスタートし、4年が経過した。また、障害のある子どもが、障害のない子どもたちの交流や共同学習の時間が設定されつつある。

- 障がい者制度改革推進会議・第一次意見

(政府に求める今後の取り組みに関する意見)

「障害のある子どもが障害のない子どもと共に教育を受けるという障害者権利条約のインクルーシブ教育システム構築の理念を踏まえ、体制面、財政面も含めた教育制度の在り方について、平成22年度内に障害者基本法の改正にもかかわる制度改革の基本的方向性についての結論を得るべく検討を行う。」

特別支援教育を巡る状況

障害者の権利に関する条約、インクルーシブ教育システム

- 中教審・特別委員会においては、日本政府が「障害者の権利に関する条約」の批准に当たって、特別支援教育の在り方について、どのように考えていくことが適切か、昨年12月に「論点整理」として、一定の考え方をまとめた。

＜特別支援教育の在り方に関する特別委員会の論点整理・概要＞

- インクルーシブ教育システムの構築していくことが世界的な潮流になっている。インクルーシブ教育システムについて、その理念と、それに向かっていく方向性には賛成であり、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、その時点で教育的ニーズに最的確にこたえる指導を提供できる多様で柔軟な仕組みを整備することが重要。
- 子ども一人一人の学習権を保障する観点から、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要。
- インクルーシブ教育システムの理念を踏まえた特別支援教育の在り方について、中央教育審議会の特別委員会の審議・検討の結果、追加的な措置が必要とされる場合には、適切に対応することが必要。

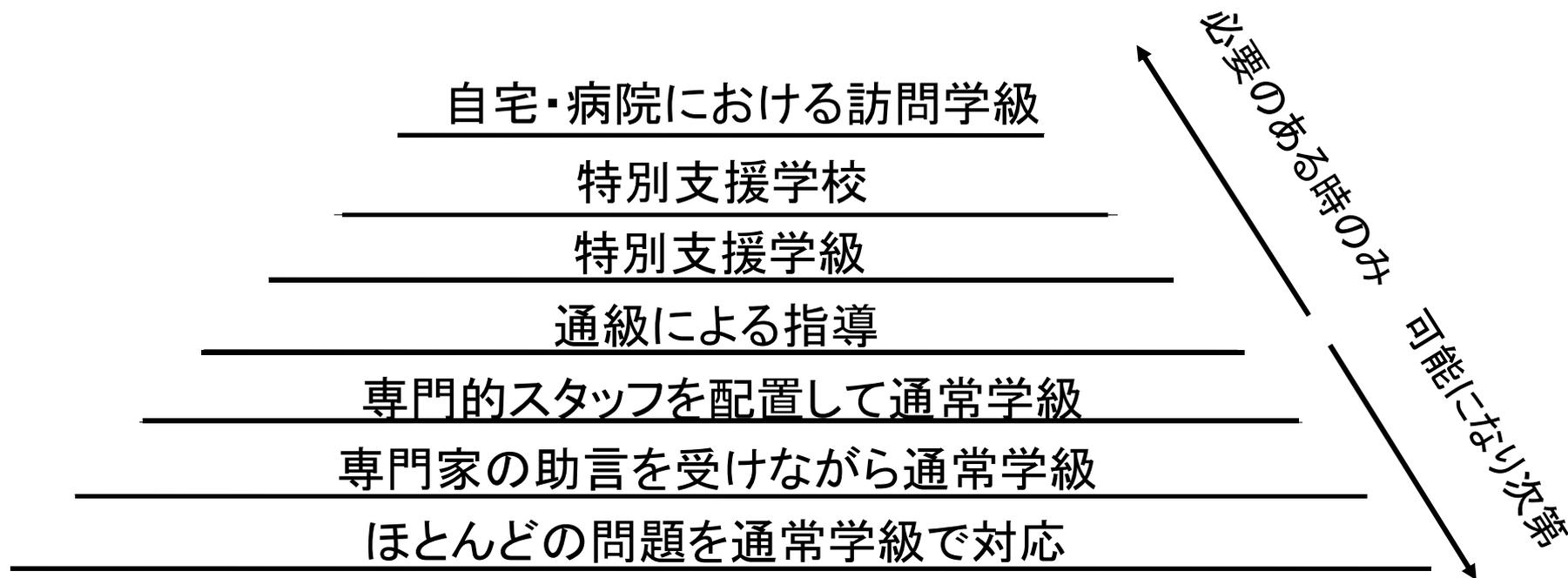
障害者権利条約における教育関係の 主要な条文(政府・仮訳)

第二十四条教育

- 1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、次のことを目的とするあらゆる段階における障害者を包容する教育制度 (inclusive education system) 及び生涯学習を確保する。
 - (a) 人間の潜在能力並びに尊厳及び自己の価値についての意識を十分に発達させ、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。
 - (b) 障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。
 - (c) 障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること。
 - 2 締約国は、1 の権利の実現に当たり、次のことを確保する。
 - (a) 障害者が障害を理由として教育制度一般 (general education system) から排除されないこと及び障害のある児童が障害を理由として無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと。
 - (b) 障害者が、他の者と平等に、自己の生活する地域社会において、包容され、質が高く、かつ、無償の初等教育の機会及び中等教育の機会を与えられること。
 - (c) 個人に必要とされる合理的配慮が提供されること。
 - (d) 障害者が、その効果的な教育を容易にするために必要な支援を教育制度一般の下で受けること。
 - (e) 学問的及び社会的な発達を最大にする環境において、完全な包容という目標に合致する効果的で個別化された支援措置がとられることを確保すること。
- 障害者権利条約における教育関係の主要な条文(仮訳)
(参考)障害者制度改革に係る政府の動向

日本の義務教育段階での 多様な学びの場の連続性

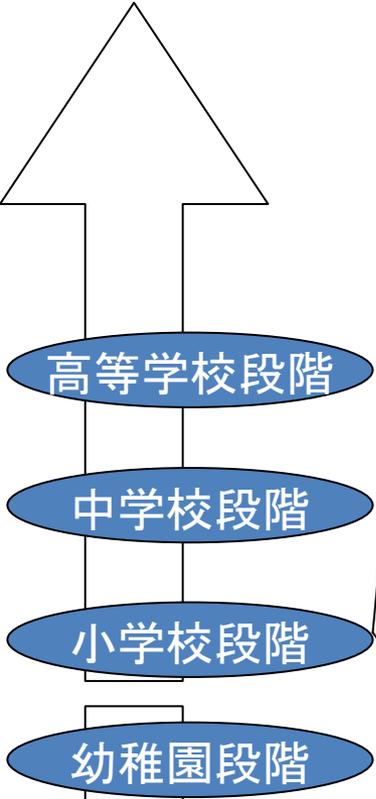
同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、その時点で教育的ニーズに最も的確にこたえる指導を提供できる多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要。



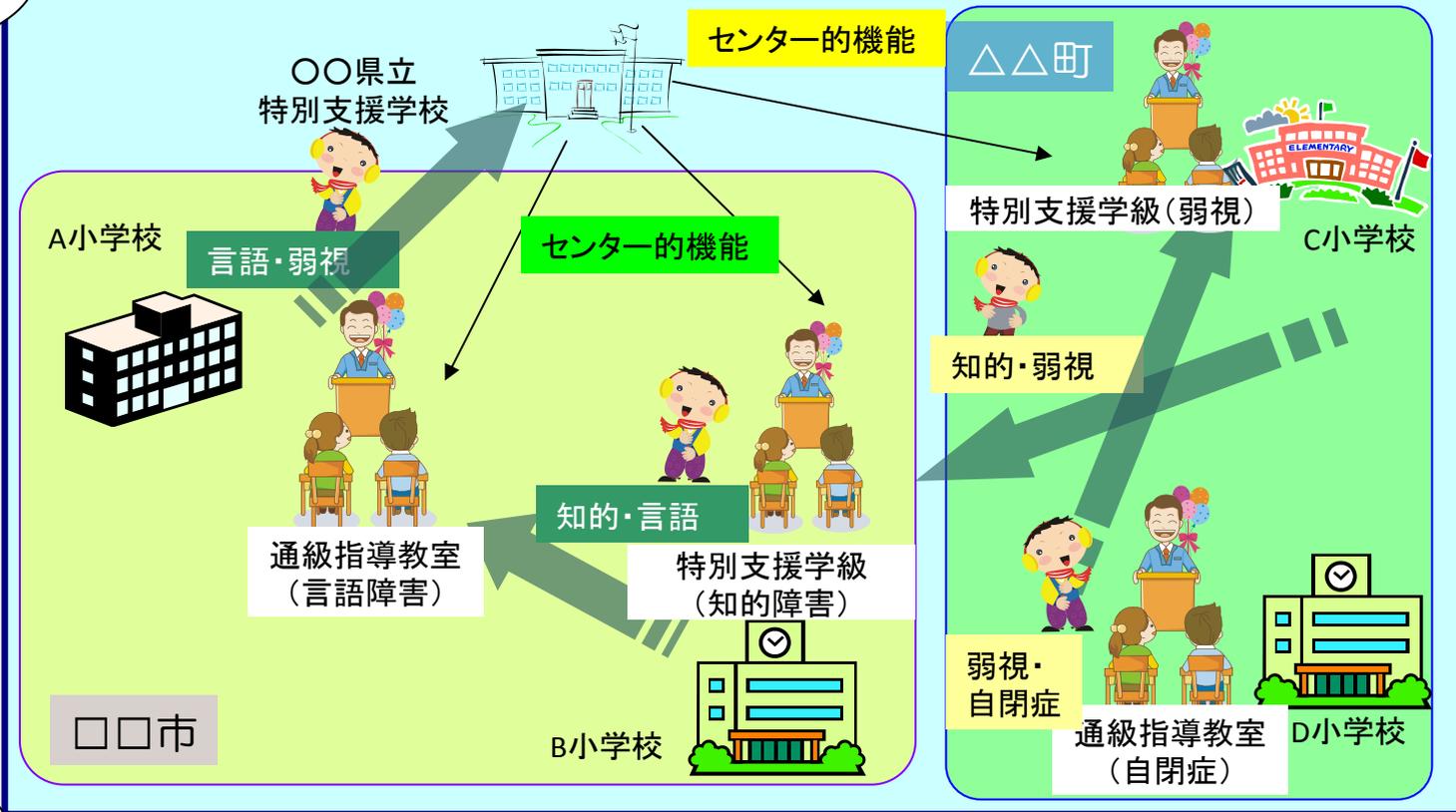
域内の教育資源の組合せ(スクールクラスター)のイメージ

地域内の教育資源(幼・小・中・高等学校及び特別支援学校等、特別支援学級、通級指導教室)それぞれの単体だけでは、そこに住んでいる子ども一人一人の教育的ニーズに応えることは難しい。こうした域内の教育資源の組合せ(スクールクラスター)により域内のすべての子ども一人一人の教育的ニーズに応え、各地域におけるインクルーシブ教育システムを構築することが考えられる。

特別支援教育における
特色ある学校づくり



支援地域(障害保健福祉圏域、教育事務所管内)



少人数学級を進めることの重要性

子ども・保護者と向き合う時間の確保する

- 平成19年度以降、小・中学校で、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)高機能自閉症といった発達障害のある児童生徒への新たに対応が求められることとなった。これらの児童生徒は、通常のクラスの中で指導していくことが基本とされるが、学校の教員の間には、十分に対応できていない、どうして良いかわからないという戸惑いから自信の無さ、不適切な指導として現れている。
- 文部科学省の調査によれば、発達障害の疑いのある子どもは通常の小・中学校に6.3%在籍している。40人学級で、2.5人、30人学級で、1.9人在籍していることになる。一人の教員で、これらの児童生徒への適切な指導をするということは、極めて困難。校内支援体制の整備の必要性が指摘されている。
- 早急に、40人学級という国際的にも比較的大規模な学級規模を見直し、少人数学級化を進めることで、教員が子ども一人一人に目配りができ、保護者とも話し合う余裕が生まれてくる。35人学級から始めるという方向性に賛成。

特別支援教育の対象の概念図

〔学齢児童生徒に係るもの（※1）〕

全学齢児童生徒数
1078万人

特別支援教育

新たな対象者

従来の特殊教育

小学校
中学校

通常の学級

LD・ADHD・
高機能自閉症等

6.3%程度の在籍率（※2）

（約68万人）

通級指導

視覚障害
聴覚障害
肢体不自由
病弱
言語障害
情緒障害

0.50（%）

（約4万9千人）

特別支援学級

視覚障害
聴覚障害
知的障害
肢体不自由
病弱
言語障害
情緒障害

1.2（%）

（約12万4千人）

特別支援
学校
(盲・聾・養護
学校)

視覚障害
聴覚障害
知的障害
肢体不自由
病弱

0.60（%）

（約6万1千人）

軽

障害の程度

重

（※1）この図に示した学齢（6才～15才）の児童生徒のほか、就学前の幼児や高等学校に在籍する生徒で何らかの障害を有する者についても、特別支援教育の対象である。

（※2）この数字は、平成14年に文部科学省が担任教師に対して行った調査に対する回答に基づくものであり、医師の診断によるものではない。

（数値は平成20年5月1日現在）

学級編制と学籍

交流及び共同学習の充実、各県の副学籍の取組、
学級編制時のダブルカウントの検討を

- 「交流及び共同学習」を一層進めていく必要が、改訂された学習指導要領に明記された。障害のある子どもとない子どもが共に学ぶことは共生社会の形成の一助になる。共に助け合い支え合って生きていくことの大切さを学ぶなど、個人の価値を尊重する態度や自他の敬愛と協力を重んずる態度を養うことが期待できること、また、多様な価値観を共有できるようになる。
- 「副籍」、「支援籍」といった制度が、各県での実践として始まっている。こうした取組みを全国に広げながら、特別な支援が必要な児童生徒については、少なくとも学級編成において、二重のカウントを認めるといった対応が工夫できると、柔軟に就学先の見直しができると思われる。年度途中で、特別支援学級から特別支援学校に移る、若しくは、その逆ができるとなると、就学先決定時に保護者と学校・教育委員会間での就学相談・指導がスムーズになる。
- 学籍については、病気のために長期に入院してしまう子どもが、年度途中で転学する場合、教員配置の関係から教育をきちんと受けることができない。退院して元の学校に戻るといったことなどから、転学に対する対応の一層の柔軟化が望ましい。

学級機能の検討による定数配置・加配措置を 生活集団と学習集団という機能面を考慮した弾力的な運用を

- 日本の基本的な学級集団の構造は、生活集団と学習集団が一体化しているという考え方で整理され、学級編制基準とそれに基づき教職員配置が考えられてきた。しかし、必ずしも生活集団と学習集団が一体化した構造でクラス運営がされているかという点、そうでなくなってきたということが言われ出している。
- 学級の機能を根拠にして教員配置を考えるとき、生活集団の機能と学習集団の機能の両面を考慮して教員配置の検討がされていく必要がある。この点をうまく按配していくことが望ましい。
- インクルーシブ教育システムの観点から考えたとき、発達障害等の児童生徒が学級に少なからず在籍している。まず、生活集団の機能(共に生活するという視点)が強くている場面がある。ここでは、集団の中になじむまで時間を要する。小1・2・3年と継続した指導で、安定してくる。もう一方で、いわゆる学習集団の機能(共に学ぶという視点)は、一人一人の学び方に合わせた指導が必要となってきた。いわゆる障害のある児童生徒の学習支援の仕組みの中で加配としての教員配置の検討をするという、柔軟な対応の在り方を考えていく必要性がある。

学習指導要領の改訂

幼稚園・小学校・中学校の学習指導要領の改訂

(平成20年3月)

第1章 総則

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

2(6)各教科等の指導に当たっては、児童が学習内容を確実に身に付けることができるよう、学校や児童の実態に応じ、個別指導やグループ別指導、繰り返し指導、学習内容の習熟の程度に応じた指導、児童の興味・関心等に応じた指導、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れた指導、教師間の協力的な指導など指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じた指導の充実を図ること。

小学校学習指導要領解説

第3章 教育課程の編成及び実施

第5節教育課程実施上の配慮事項 6 指導方法や指導体制の工夫 改善など個に応じた指導の充実（第1章第4の2（6））

- ・・・ 個に応じた指導のための指導方法や指導体制については、児童の実態、学校の実態に応じて、学校が一体となって工夫改善を進めていくことが重要である。すなわち、各学校は、その環境や教職員の構成、施設・設備などがそれぞれ異なっているが、それらに応じて最も効果的な方法を工夫し、組織体としての総合的な力を発揮していくことが大切である。……

（校長の役割や指導方法、そして指導体制の工夫での教師の役割について記述）

学習指導要領の改訂

幼稚園・小学校・中学校の学習指導要領の改訂 (平成20年3月)

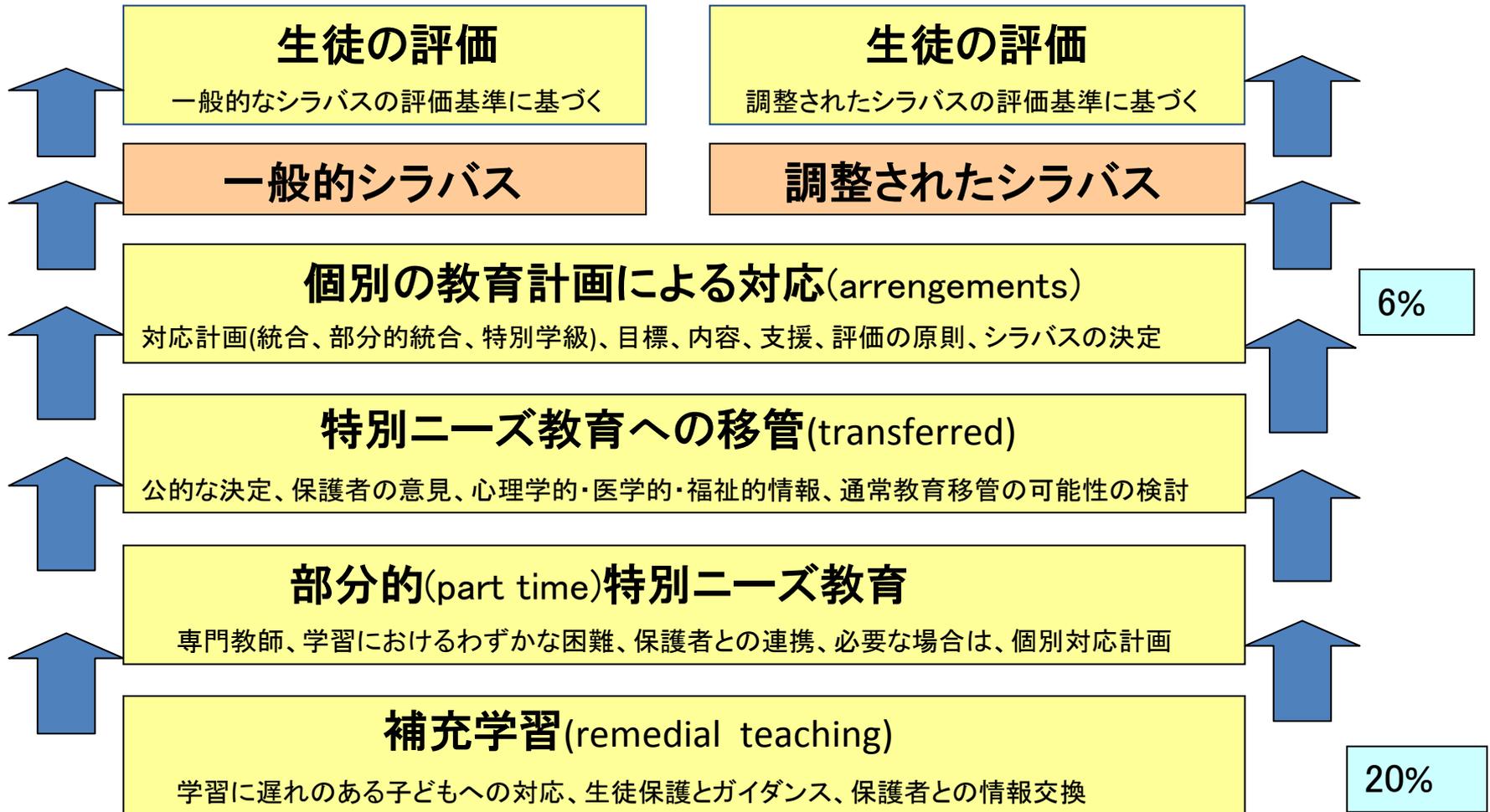
第1章 総則

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

2(7)障害のある児童などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭の医療や福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。特に、特別支援学級又は通級による指導については、教師間の連係に努め、効果的な指導を行うこと。

フィンランドにおける特別ニーズ教育

特総研・徳永豊 2006



通級指導の充実

学習上の困難のある児童生徒向けの教育支援室の設置・教育支援教員配置

＜通級指導の充実＞

- 小学校・中学校の約3万校にそれぞれ最低1名は通級担当教員配置を望みたい。
- 障害のある子も含め学習上の困難のある児童生徒向けの教育支援室の設置・教育支援員（特別支援教育コーディネーターを兼ねた教員）の配置（リソース・ルーム）等の検討が必要。
- 発達障害の子どもの一部を通級指導という形態で、取り出し指導をして効果をあげている。平成18年以降、発達障害のための通級指導の担当教員が増加された。
全国で、通級による指導の要望は、極めて高く、教員の加配措置もまだ不足している。長期的には、小・中学校の約3万校にそれぞれ発達障害向けの通級担当教員が少なくとも1人はいることが望ましいと考える。短期的には、特別支援学級が設置されていない学校など特別支援教育に関する人材がいない学校には、少なくとも通級指導教員等の特別支援教育の専門性を持った教員の配置が望ましいと考える。

特別支援学校の役割

センター的機能の役割の増大、外部人材の活用

- 特別支援学校では、現在、特別支援教育コーディネーターのための加配措置がされてはいるが、全学校配置ではない。小学校・中学校における障害のある子どもたちに対する教育は今後ますます充実していく必要がある。小学校・中学校の特別支援教育コーディネーターを支える仕組みとして、特別支援学校における特別支援教育コーディネーターが相談・支援、助言に当たることが必要。
- 今後は、インクルーシブな教育が進み、地域の小・中学校に特別な支援を要する児童生徒が増えていくとすれば、それをサポートするために、特別支援学校のセンター的な役割はますます高まり、その特別支援教育コーディネーターの役割・業務量は大きくなると思われ、一層の加配措置が必要になってくる。
- 特別支援学校においては、センター的機能の充実の観点から、医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士といった外部の人材の活用が不可欠となっており、こうした人材の確保を是非とも必要（常勤・非常勤を問わない活用）である。

特別支援学校の大規模化

養護教諭の充実、分校・分教室への管理職等の配置

- 現在、特別支援学校は、小学部から高等部まで、いずれも増加傾向にある。大規模な特別支援学校では、100人を超える教職員を抱える学校も少なくない。このような大規模な学校を管理するためには、副校長や主幹教諭を複数配置することが必要である。
- 特別支援学校の養護教諭については、現在2つの区分しかなく、生徒数が60人以下で養護教諭1人、生徒数が61人以上で養護教諭2人となっている。生徒数200人規模の学校もでてきている現状においては、充実が図られることが重要。
- 特別支援学校の大規模化に伴って、分校・分教室の設置も年々増えてきている。分校・分教室への管理職等の配置についても配慮が必要と考える。